

津田左右吉博士顕彰会規約

(名称等)

第 1 条 本会は、津田左右吉博士顕彰会（以下「本会」という。）と称し、本会の事務所を美濃加茂市教育委員会みのかも文化の森内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、津田左右吉博士の遺徳と業績を顕彰して、郷土の文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 毎年 10 月 3 日の誕生日を津田博士顕彰の日として、講演会の開催、その他記念事業に関すること
- 2 津田賞制度を設け、青少年が学問への情熱を注ぐ励みとなる事業に関すること
- 3 郷土に在する津田文庫・遺品等の保管・管理に関すること
- 4 その他本会の目的達成に必要な事業に関すること

(会員)

第 4 条 本会の会員は、本会の主旨に賛同する者をもって組織する。

- 2 本会に入会しようとする者は、入会届（別記様式）を会長に提出するものとする。

(会費)

第 5 条 本会の会費は、年額 500 円とする。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名
監 事	2 名
会 計	1 名

(任期)

第 7 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第 8 条 役員は、役員選考委員会において会員のうちから選出する。

- 2 役員選考委員会の委員は、理事会において理事のうちから互選する。

(役員職務)

第 9 条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、本会の事業計画および予算その他重要事項を審議する
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 会計は、本会の会計を掌る。

(名誉会長、顧問)

第 10 条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長および顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議)

第 11 条 本会の会議は、理事および執行部会とし、会長が招集する。

- 2 理事は、本会の最高議決機関とし、年 1 回以上開催する。
- 3 執行部会は必要に応じて開催する。
- 4 前各項のほか、理事会において必要があると認めるときは会員の全体会議・専門委員会会議を開催することができる。

(事務局)

第 12 条 本会に事務局を置く。

- 2 本会に必要な職員を置き、会長が委嘱する。

(経費)

第 13 条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約改正)

第 15 条 この規約を改正しようとするときは、理事会の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和 59 年 2 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 6 月 9 日から施行する。